

#REF! 実施計画書

(市町村分)

個票

自治体名

由良町

(都道府県:

和歌山県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	3.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(一般コース)				
個別事業名	由良町民間賃貸住宅家賃補助金交付事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日	～	令和5年3月31日	事業開始年度 平成29 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,200,000			円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>当町の人口は、昭和30年に10,355人をピークに減少が始まり、高度経済成長期の昭和55年までに9,468人まで回復しましたが、それ以降減少を続けており、令和3年12月末には5,429人に減少しています。婚姻数は、平成7年度には40組であったが、平成28年度には23組、令和2年度には19組と大きく減少しており、未婚・晩婚が増加傾向にある。少子化対策として、妊産婦医療費助成事業として妊娠届から出産までの整形外科等にかかる医療費を除く医療費の全額助成や、出産祝い金の支給、満2歳までの紙おむつ代の支給や、子育て応援事業として、満1歳から満6歳の誕生月にお祝いのメッセージと商品券を支給するなどを実施している。</p> <p>「第2期由良町総合戦略」において、町内の少子高齢化は顕著であり、これを改善するのは、出生数の増加が最重要となってくる。しかし、現在においては、未婚男女の経済的自立が進み、「結婚」の序列が下がり晩婚化が進んでいる。また、逆のケースもあり、経済的余裕がなく、結婚しても家族を支えていく自信がないという状況も考えられる。さらには「相手がない」、異性との「出会いがない」等も晩婚化が進んでいることの要因となっている。よってこれらの「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ために3つの基本的方向をかかげ、</p> <p>(1)結婚・妊娠・出産の支援 (2)子育て環境づくり (3)教育環境づくり</p> <p>の取組を行うこととしている。本事業については、上記取組の(1)に位置づけられる。</p>				
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3				
	1. 概要				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	<input type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が400万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 夫婦の合計所得制限なし	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。				
	一般コース	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円
		39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円
	【その他独自要件】				
・新婚世帯の定義を、婚姻の届出の日から3年以内の世帯					
2. ①申請見込み世帯数	4		世帯		
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下		世帯	左記以外 世帯	
【積算根拠】					
4件(支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)×1/2(補助率)=600千円					
4件:毎年度6件近く町単独の新規支給があり、条件が緩和されたことからその2/3を充てている。令和3年度も町単独の新規支給は多いものの、所得制限に引っ掛かる方が多くなっている現状がある。					
〔令和3年度見込世帯数 1 世帯〕					
②継続補助の見込	0		世帯		
対象経費支出予定額	0		円		
3. 広報の実施予定					
町内外の企業や金融機関等にポスター掲示やチラシ配布を依頼。町の広報誌に掲載。ケーブルテレビで広告放映。					

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	出生数(R2~R6)	人	125	38
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率(H28)	%	1. 58	
	婚姻件数(R2~R6)	件	25 (R4. 1. 25時点)	
	婚姻率(R2~R6)	%	3. 45 (R4. 1. 25時点)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100	100
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	和歌山県公式HPで広報を広報を行う。また、近隣の和歌山県の振興局内にポスター掲示し、周知を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内外の企業や金融機関等にポスター掲示を依頼し周知している。また、近隣の不動産業者で家賃補助の制度を紹介していただき、由良町への転入を促す。			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえ、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。